

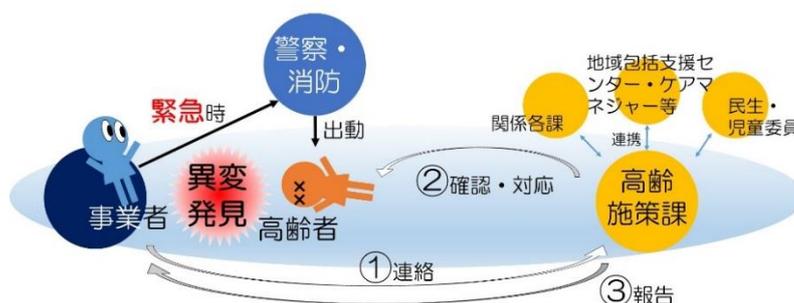
# 高齢者見守り協力事業者登録制度

高齢者見守り協力事業者登録制度は、事業者の方が、事業活動を通じて高齢者の異変（配達したものが手付かずで残されているなど）を察知した際に、行政等に連絡し安否確認を行うなど、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政と事業者の皆様が連携して、高齢者の見守りをする制度です。

## 1 異変を察知したら？

### (1) 緊急時は迷わず消防・警察へ！

生命・財産に関わるような緊急時は、人命尊重の観点から、すぐに消防署や警察署への連絡をお願いします。



### (2) 状況把握（できる範囲でお願いします）

事業活動を通じて高齢者等の何らかの異変を察知した場合、緊急連絡先や隣近所に確認するなど、できる範囲で状況の把握をお願いします。

### (3) 必要に応じ生駒市地域共生社会推進課へ

(2) で状況を確認した結果、市への通報が必要と判断したとき又は状況を把握できないときは、生駒市地域共生社会推進課（☎0743-74-1111）へ連絡（図①）をお願いします。

## 2 異変とは？

例えば…

- (1) 配達したもの（飲料、弁当など）が手付かずのまま残されている
- (2) 連絡がなく、配達物、新聞等が郵便ポストや玄関等にたまっている
- (3) 照明が何日間も継続して点いている、又は消えている
- (4) 室内にいることが明らかであるにもかかわらず、応答がない
- (5) （外出の形跡が無く）雨戸が何日間も閉まり続けている
- (6) 同じ洗濯物が何日も干されている
- (7) 室内から異臭がする
- (8) その他日常とあきらかに異なる状態 等

### 3 連絡先は？

- ★ 生命・財産に関わる緊急通報が必要と判断した場合は、
  - ・ 生駒警察署（☎0743-74-0110）、
  - ・ 生駒市消防本部（☎119）へ
- ★ その他通報が必要と判断したとき又は状況を把握できない場合は、
  - ・ 生駒市地域共生社会推進課（☎0743-74-1111、内線6071）へ

### 4 登録の手続きは？

高齢者見守り協力事業者登録制度の趣旨に賛同し、ご協力いただける場合は、市への登録が必要となります。以下の手続きで登録をお願いします。

- (1) 「高齢者見守り協力事業者登録届」（様式第1号）を生駒市地域共生社会推進課に提出してください。
- (2) 上記届を提出された事業所に、「高齢者見守り協力事業者登録証」（様式第3号）と「ステッカー」を交付します。店舗など分かりやすい場所に掲示してください。ご了承いただいた場合は、事業所等の名称などを市ホームページ等で公表します。
- (3) 登録内容の変更や、辞退されたい場合は、生駒市地域共生社会推進課にご連絡ください。

### 5 個人情報の取扱は？

個人情報保護法で、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、あらかじめ本人の同意を得なくても情報提供が可能とされています。（個人情報の保護に関する法律第23条第1項第2号）

また、個々のケース対応においては、関係者で守秘義務を遵守するようお願いいたします。（高齢者見守り協力事業者登録制度実施要綱第8条）

### 6 お願いしたいこと（可能な範囲でお願いします）

- (1) 普段からできるだけ利用者の方の緊急連絡先の把握をお願いします。
- (2) 利用者等へ「見守りにおいて、異変確認時は消防・警察・行政等へ連絡する」ことの周知をお願いします。
- (3) 利用者等へ専門機関や地域（近隣の方や民生・児童委員等）の方とのつながりをできるだけ持っていただくことを勧めていただきますようお願いいたします。